

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百十一号は総務、建設、厚生之三常任委員会に付託することに決定いたしました。

四時十分まで休憩いたします。

午後三時五十七分 休憩

午後四時 十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

~~~~~

日程第二十二議案第百十二号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） それでは、御指名をいただきまして、議案第百十二号昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして御説明申し上げます。

まず、四五ページをお開きください。四十五ページの総則につきまして御説明申し上げます。第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三千四百七十七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ十七億八千四百二十三万八千円と定めようとするものでございます。

四七ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。歳入でございしますが、国庫支出金の国庫負担金におきまして千八百七十七万八千円の増額でございまして、昨年の療養給付費等負担金の精算の結果による追加交付分でございます。

次に療養給付費交付金でございますが、これは退職被保険者等に対する交付金でございます。現年度分増額見込額四百七十八万八千円と、昨年度精算の結果によります追加交付分六百六十五万九千九百円でございます。これによりまして、今回の歳入は三千四百七十七千円を増額いたしまして、歳入合計十七億八千四百二十三万八千円と相なるものでございます。

次に歳出でございますが、保険給付費の高額療養費におきまして千九百七十三万七千円の増額でございます。これは一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費の不足見込分でございます。

次に老人保健拠出金におきまして千七百九十三万三千円の減額でございますが、これは今年度の医療費及び事務費拠出金の確定に伴う差額を減額しようとするものでございます。

予備費におきまして二千八百三十四万三千円を増額し、これによりまして今回の歳出は三千四百七十七千円を増額いたしました。歳出合計十七億八千四百二十三万八千円とするものでございます。

以上、大変複雑な御説明でございますけれども、慎重御審議を賜りまして原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十二号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百十二号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十三議案第百十三号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 生子国利君登壇)

○福祉部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第百十三号昭和六十二年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、去る十一月一日よりオープンいたしました特別養護老人ホーム「サンシャイン・ビラ」に入所されます方々の見込み分と、今後予想されます医療費の増が主な内容でございます。

それでは、六一ページをお開きいただきたいと思います。

まず総則におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二千五十六万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十億七千六百八十一万四千円と定めようとするものでございます。

次に六三ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入におきまして、支払い基金交付金千四百三十九万三千円の増ですが、医療費交付金でございます。

国庫支出金四百一十一万二千円の増ですが、医療費の負担分でございます。都支出金百二万八千円増ですが、医療費負担金でございます。

繰入金におきまして百二万八千円の増につきましては、一般会計からの繰入金で、これは市の負担分でございます。

以上、歳入の補正額二千五十六万一千円で、総額十億七千六百八十一万四千円と相なる次第でございます。

次に歳出ですが、医療費に二千五十六万一千円の追加補正ですが、これは医療給付費におきまして千百八十九万円、医療費支給費に八百六十七万一千円を計上させていただきまして、歳出の補正は二千五十六万一千円とし、総額を十億七千六百八十一万四千円と相なる次第でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を終わります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十三号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第百十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君)

日程第二十四議案第百十四号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので、議案第百十四号昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、歳入におきまして受益者負担金の増額を、歳出におきまして公債費を減額しようとするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、七七ページをお開きいただきたいと思います。総則でございますが、第一条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百五十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を二十億四千八百九十八万七千円と定めようとするものでございます。

次に、七九ページをお開きいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

歳入でございますが、分担金及び負担金で百五十万円の追加補正は、下水道事業受益者負担金において、農地等で徴収猶予されていた土地が徴収猶予理由が消滅したこと等によるものでございます。

次に歳出でございますが、公債費で四百四十七万一千円の減額補正は、公共下水道事業債利子で四百二万二千元、流域

下水道事業債利子で四十四万九千円の減額で、これはいずれも当初見込みより利率が引き下げになったこと、また六十一年度の借り入れ時期が変更されたことにより減額となったものでございます。

次の予備費でございしますが、五百九十七万一千円の財源調整をするものでございます。以上でございしますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げまして、説明に変えさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十五議案第百十五号昭和六十二年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第百十五号昭和六十二年度福生市受託水道事業補正予算（第一号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、浄排水費のうち動力費が主なもので、電気料金の引き下げにより補正が生じたものでございます。

それでは、九一ページをお開きいただきたいと思います。総則でございしますが、第一条で、歳入歳出それぞれ三十五万

す。

次に九三ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入は、東京都からの受託水道事業収入三十五万九千円を追加いたしました。歳入合計八億五千八百九十六万九千円でございます。

次に歳出でございしますが、受託水道事業費のうち水道管理費の浄水費三百十万円の減額でありまして、電気料金の引き下げによる補正でございます。次に、排水費において動力費百五十万円の減額も電気料金の引き下げと、昭和六十三年度の工事発注を、年度当初より発注すべく工事設計委託料として四百万円の追加をいたそうとするものでございます。

次に業務費については、職員の超過勤務手当として百万円パートタイマー賃金として、二名で三ヵ月分四十五万九千円

の増をしようとするものでございます。以上、浄水費、排水費、業務費歳出合計で三十五万九千円の増額に相なります。以上でございしますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十五号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第百十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） この際、日程第二十六議案第百十六号福生市と秋川市との境界変更について、日程第二十七議案第百十七号福生市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議について、日程第二十八議案第百十八号町区域の変更についての三案を、一括して議題といたします。

本三案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、福生市と秋川市との境界変更に伴う三議案について御説明申し上げます。

まず、議案第百十六号福生市と秋川市との境界変更についてでございますが、市町村の境界変更につきましては、地方自治法第一項第七条の規定に基づきまして、東京都知事に申請するものでございます。

本件は、昭和五十七年十二月定例会におきまして、秋川市草花字森山玉川向地区の住民から出された陳情が採択され、その後、福生市と秋川市とで協議を重ね、東京都の指導をいただきながら検討してまいりましたが、昭和六十三年七月一日から境界変更をいたしたく御提案をいたすものでございます。

内容について御説明いたします。

別紙境界変更調書のとおり、秋川市から福生市に編入する区域は、秋川市草花字森山玉川向地区とこの地区に接する河川敷で、面積は九万七千二百七十三平方メートル、福生市から秋川市への編入する区域は、福生市南田園一丁目一番地先南公園付近の河川敷で、面積は九万七千二百七十三平方メートルで、両市とも同等の面積を交換いたすものでございます。境界変更に伴う人口の変動は、秋川市から福生市に編入する区域のみで、住民基本台帳登録人口二十二世帯六十一人、外国人登録人口を含めると二十五世帯六十四人が福生市の住民となります。

続きまして、議案第百十七号福生市と秋川市との境界変更に伴う財産処分に関する協議についてでございますが、地方自治法第七條第五項の規定によりまして御提案するものでございます。現時点では、両市とも財産はありませんが、境界変更までの間、財産権が発生した場合の基本的事項を協議するためのものでございます。

続きまして、議案第百十八号の町区域の変更についてでございますが、地方自治法第二百六十条第一項の規定に基づき東京都知事に届け出をするのですが、内容は別紙町区域変更調書のとおり、秋川市草花字森山玉川向地区を、福生市南田園三丁目と福生市北田園一丁目に変更するものでございます。

以上三件につきまして、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明いたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本三案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百十六号、議案第百十七号及び議案第百十八号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第百十六号、議案第百十七号及び議案第百十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二十九議案第百二十号第十次道路整備五ヵ年計画促進に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(九番 在原 博君登壇)

○九番(在原 博君) 御指名をいただきましたので、本意見書につきまして提案理由の説明を申し上げます。

この整備五ヵ年計画は、道路整備緊急措置法によって五ヵ年ごとに建設大臣が作成することになっておりまして、五年前にも第九次の整備計画促進の決議案を議決しているという経緯もございますが、こうした計画を推進する上におきまして、やはり裏付けとなる財源の確保が大きな問題になるわけでありまして、国道のみならず主要地方道等に対する補助事業にも、大きな影響を及ぼすことになると思います。

幸い、当市におきましては、国道一六号も拡幅整備事業も完成間近であります。現今の車両輸送の発達とともに、ますます交通量も多くなり、道路整備がそれに追いつかないために市町村道の生活道路まで車があふれている現状であります。この六十三年度を初年度とする第十次整備計画の実施に当たり、道路特定財源を全額道路整備に充当し、その促進を図ることは、最重要課題でもあると存じます。その意味から、お手元に御配付申し上げましたとおり、三点にわたる内容

により、まして関係の国務大臣に提出すべく、本意見書を提出した次第であります。

なお、本案に係る資料として、議会運営委員会の御了解の上で御配り申し上げましたので、御参考に供していただければ幸いと存じます。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明をいたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 一言だけ言わせていただきたいんですが、九次に比べましてこの十次というのは、九次の時点で御配付いただきました資料等を見ましても三十八兆二千億ですか、これが十次になりますと五十三兆円、一・三九倍になるわけで、大変な伸びのものが予定されているわけですね。特にこの十次については、四全総に基づいてここで打ち出されました高規格幹線道路一万四千キロメートル、この推進が中軸になっているわけで、これを中心といたしまして第十次道路整備五カ年計画というのが、これが柱というか、目玉の一つになっているわけですね。

もとより私も日本共産党といたしましても、高速道路すべてがだめだとか、そういうものではない。ですからこの高規格幹線道路整備についても、個々にやはり具体的に検討していかなければならないものがあると思うんですね。すべてがだめだとかすべてがいいということではなくて、それぞれ、地方においては大変切実に望まれているにもかかわらず、こういう計画が非常におくれているというのも、北海道なんかを中心として現実にあるわけですね。ところが大都市圏に、どちらかと言えば採算の面から考えると、首都圏を中心としたものが整備されようとしているわけですね。そういう点での、個々に具体的に検討していかなければならないという問題が一つあると思います。ですから、一概にその五カ年計画の規模の大幅な拡大というふうには、単純には結びつかない問題じゃないかというふうに考えております。

もちろん、もう一つつけ加えておきますことは、市町村道の道路整備促進、これはもちろん大賛成であります。こうした面を大いに強調していかなければならないというふうに考えておきまして、高規格幹線道路すべてよしというようなことではありませんので、そのことだけ一つ述べさせておいていただきたいと思っております。ですから、この意見書については、そういう点からちょっと賛成するというわけにはいかないと思います。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

ただいま反対意見がありましたので、これより議案第二百二十号について起立により採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第二百二十号は、原案のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十議案第二百一十一号国民健康保険制度の改革案に対する決議を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。十五番齋藤 巽君。

（十五番 齋藤 巽君登壇）

○十五番（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第二百一十一号国民健康保険制度の改革案に対する決議について御説明を申し上げます。

国民健康保険事業は、あくまで保険料と国庫負担で運営するというのが基本原則であることは言うまでもありません。いずれの自治体におきましても国保財政は逼迫を来しており、その運営に大変苦慮しているところであります。昭和六十三年度の地方財政問題の焦点は、国保問題であるとも言われております。

このたび自治、厚生、大蔵の三省合意による国保問題懇談会で論議された改革案が提示されたわけでありまして、それによりまして、この国保から低所得者層を分離して新たに福祉医療制度を創設しようということ、また医療費の地域差調整システムを導入しようということ、さらには老人保健医療費の拠出金の見直しなど、これらの改革案の内容を見ますと、ただ単に国保に対する国の負担軽減のみでありまして、国保運営の基本原則を逸脱することともに、新たに二千二百億円余りの負担を地方に転嫁しようということになり、ますます国保の運営が困難になることは必至であります。このようなことから、提示された国の改革案に対して反対すべく本決議案を提出した次第でございます。よろしく御審議を賜り、原案どおり可決くださるようお願いを申し上げます。提案説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより、本案に対する質疑を行います。

○十二番(原 敏子君) この決議に対する意見を、少し述べさせていただきたいというふうに思うんですが、私としては、この国民健康保険制度の改革案に対する決議、これに反対するものではないんですけれども、今提案者が説明されました、これらの項目だけでは、私は不十分ではないかなというふうに考えています。

というのは、そもそも国保財政が危機に陥ったのは、国庫負担率を退職者医療制度を創設するに当たって引き下げた、ここから大きな国保財政の危機が生まれているというふうに思っていますし、ですから、この国庫負担率の引き下げが国保財政の最大の原因になっているというふうに思うわけです。ですから、この項目であります福祉医療制度の創設、地域差調整システムの導入、また老人保健医療費拠出金の見直し、もう本当にこれらは許すことができないものですけれども、その前段としてある国庫負担率を元へ戻すことで、やはり私は国保財政が健全に運営されていくというふうに思っておりますので、ぜひともこういうことなら国庫の負担率を元へ戻すということなども、私はそのことを考えておりますので、こういうふうに意見を申し述べまして、これには反対するものではありません。賛成はいたしますけれども、ぜひとも国庫負担率を元に戻すんだということを、皆さんの胸の中にしっかり置いていただきたいというふうに意見を申し述べておきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二百一十一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議なしと認めます。よって、議案第二百一十一号は、原案のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君)

日程第三十一議案第二百一十二号地価高騰に伴う税制措置に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(二十三番 仲村清信君登壇)

○二十三番(仲村清信君)

御指名をいただきましたので、議案第二百一十二号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

でございます。

最近における地価の異常な高騰は、深刻な社会問題となっており、政府の緊急を要する対策が必要であると思っております。異常な地価高騰は市民生活を直撃し、投機売買とは無関係な一般住民の資産課税に大きな影響を及ぼそうとしております。中でも二百平方メートル以下のマイホーム、零細企業店舗に生活基盤を置く者、年金生活者等の固定資産税、都市計画税の担税力は限界であります。また、固定資産税の評価額アップは、相続税の基準となる路線価にもはね返り、相続に対する国民の大きな不安となり、住宅や商店として永住することのできない社会状態が発生してきております。

このような地価高騰がもたらした税負担増から、国民の最低限の生活権を守っていただくためにも、税制面における救済措置を緊急に講じていただきたく、本意見書を提出した次第であります。

よろしく御理解を賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第二百一十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議なしと認めます。よって議案第二百一十二号は、原案のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君)

日程第三十二陳情第六十二十八号用途地域等の見直しに関する陳情書を議題といたします。本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二—十八号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十三陳情第六十二—十九号義務教育費国庫負担法の改正に反対する陳情を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二—十九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十四陳情第六十二—二十号福生市公衆浴場基幹設備資金の助成に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二—二十号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十五陳情第六十二—二十一号三宅島米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設計画に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二—二十一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十六陳情第六十二—二十二号病床規制に反対、保健・医療・福祉の総合的な医療計画についての陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第六十二—二十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。

委員会審査のため、明十五日から二十二日までの八日間休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、明十五日から二十二日までの八日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、十二月二十三日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後四時四十九分 散会

議案第一百二十號

第十次道路整備五カ年計画促進に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和六十二年十二月十四日

|   |   |   |   |   |   |     |     |
|---|---|---|---|---|---|-----|-----|
| 仲 | 宮 | 堀 | 赤 | 田 | 濱 | 贊成者 | 提出者 |
| 村 | 沢 | 川 | 星 | 村 | 中 |     |     |
| 清 | 良 |   | 行 | 正 | 輝 |     |     |
| 信 | 一 | 實 | 人 | 秋 | 夫 |     | 博   |

福生市議會議長

村尾栄次殿

#### 第十次道路整備五カ年計画促進に関する意見書

道路は国土の動脈であり、その整備は国民生活の向上や産業経済の振興上最も基本的な施設である。

国で決定した四全総においても、交流ネットワーク構想とか多極分散型国土の実現が提唱されているが、高規格幹線道路から市町村道までの道路整備の促進なくして、この実現は困難である。

しかるに、国の道路予算の現状は、内需拡大に対する内外の要請が強まる中で、政府は財政再建の名のもとに、相変わらずシーリングによる一律の予算抑制を継続しようとしている。

地価高騰の現況下、今後も道路投資の抑制を続けるならば、ますます道路整備は遅延し、地域の発展の阻害はもとより、国民生活や地域経済などに及ぼす悪影響は計り知れないものがある。

とりわけ政治、経済の中心である東京やその周辺の慢性的交通渋滞解消のために、これらの道路網を整備することは、重要かつ急務な課題である。

よつて、政府におかれては、道路整備の重要性を認識し、次の措置を講じられるよう強く要望する。

一 第十次道路整備五カ年計画の総投資規模の大幅な拡大を図ること。

二 道路特定財源とされている揮発油税、自動車重量税等の暫定税率は、昭和六十三年度以降継続すること。

三 自動車重量税を含む道路特定財源は、全額道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十二年十二月十四日

福生市議会議長

村 尾 栄 次

内閣総理大臣

大蔵大臣

殿

建設大臣